

# 社会福祉法人東和福社会役員及び評議員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東和福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程

に基づき、理事、監事ならびに評議員（以下「役員等」という。）報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この法人の役員とは、理事長及び業務執行理事、理事ならびに監事をいう。
- (2) この法人の役員のうち、この法人が設置経営する職員を兼ねる役員を施設長という。
- (3) この法人の評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法（改正法第45条の3第1項）で定める報酬、その他の職務執行の

対価として受ける財産上の利益であって、その名称を如何を問わない。

## (報酬の支給)

第3条 法人の役員等は、原則として無報酬とする。ただし、法人業務または法人運営事業の職務を

行った役員等には報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 法人の役員等に対しては、前項による報酬のほかは、期末勤勉手当その他の手当では支給しない

3 前項の報酬額は、次のとおりとする。

- |            |     |           |
|------------|-----|-----------|
| (1) 理事長    | 月 額 | 200,000 円 |
| (2) 業務執行理事 | 月 額 | 150,000 円 |

## (役員等の職務証跡)

第4条 役員等の報酬については、法人の職務証跡の資料として、役員等の出勤した時は自から出勤簿に押印し、その出勤簿と照らし併せて報酬を支給する。なお、役員等の出勤印の漏れが発生した場合は認めないものとする。

## (報酬の額の決定)

第5条 この法人の役員等の報酬は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

## (報酬の支給日)

第6条 理事長及び業務執行理事ならびに常勤役員等の報酬は、法人職員の給与支給日である毎月5日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の営業日以外である土日、祝祭日にあたる

場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法（改正法第59条の2）に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成26年10月26日より施行する。
5. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

# 社会福祉法人東和福社会 役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人東和福社会

